

令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、白石市が令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）を発注するにあたり、業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルにおいて、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務に係る契約手続きは、当該業務予算に係る令和6年度への繰越承認がなされた後に行うものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）

(2) 業務内容

「令和5年度白石市公園施設長寿命化計画改定業務（その2）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日までとする。ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

(4) 執行上限額

3,769,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当課

白石市建設部都市創造課 〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

TEL: 0224-22-1325 / FAX: 0224-22-1329 Email: toshi@city.shiroishi.miyagi.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の

申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。
- (6) 公示日を基準とした過去5年以内において、国又は地方公共団体等が発注した、以下のいずれかの履行実績を有すること。
 - ・公園施設長寿命化計画策定業務
 - ・公園整備に関する基礎調査業務
 - ・公園整備に関する基本構想策定業務
- (7) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。
- (8) 白石市令和5・6年度競争入札参加資格が承認された者であること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	内容	期 間 等
1	公募開始	令和6年3月 5日(火)
2	質問書受付期間	令和6年3月 5日(火) から 令和6年3月12日(火) まで
3	質問回答	令和6年3月15日(金)
4	企画提案書等提出期限	令和6年3月25日(月)
5	審査(書類・プレゼンテーション)	令和6年3月26日(火)
6	審査結果通知	令和6年3月下旬予定

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式7)

(2) 提出期間

令和6年3月5日(火)から令和6年3月12日(火) 午後5時15分まで

(3) 提出方法

質問がある場合には、質問書により、質問箇所及び内容を解りやすく記載し持参するか、電子メールで提出すること。ただし、電子メールにより提出する場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課に到着していることを確認すること。他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

白石市建設部都市創造課

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、質問者名を無記載で取りまとめ、令和6年3月15日(金)までに本市ホームページへの公開により行う。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

7 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

1 参加表明書(様式1) : 原本1部

2 参加資格確認書

地方公共団体等発注の類似業務の受注実績を確認できる書類 : 写し1部

(2) 提出期限

令和6年3月15日(金) 午後5時15分まで

※郵送の場合は期限日必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留書類に限る)、宅配便いずれかの方法により提出すること。

(4) 提出先

白石市建設部都市創造課

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

1 企画提案書(様式2) ・ ・ 原本1部

2 企画提案書本編(任意様式)・・・原本1部、写し5部

企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ作成すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

企画提案書の作成は、A4縦版(表紙・目次を除いて20ページ以内)、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上(図、表、画像を除く)、ページ番号を付すること。なお、A4サイズに収まらない場合は、A3サイズまで可能とし、横折込とすること。

記述にあたっては、専門知識を有しない者でも理解できる、分かりやすい表現で作成すること。なお、提案者を特定できる事項は記載しないこと。

3 業務工程表(任意様式)・・・原本1部、写し5部

4 団体概要(様式3)・・・原本1部

5 業務実績(様式4)・・・原本1部

6 業務実施体制(様式5)・・・原本1部

7 予定技術者調書(様式6)・・・原本1部

8 参考見積書(任意様式)・・・原本1部

(2) 提出期間

令和6年3月25日(月)午後5時15分まで

※郵送の場合は期限日必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留書類に限る)、宅配便いずれかの方法により提出すること。

(4) 提出先

白石市建設部都市創造課

9 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届(様式8)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留書類に限る)、宅配便いずれかの方法により提出すること。

10 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(1) 書類審査

審査基準に基づき評価点を算出する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーション（20分間）及び質疑応答（10分間）の計30分間で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、提案者からの出席は、3名程度を上限とする（本業務の担当者又は責任者が望ましい）。

(3) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
業務目的及び業務内容の理解度	業務目的及び業務内容を理解しているか。	10
業務スケジュール	業務を遂行するために適正な工程が設定されているか。	10
提案内容	提案内容が本業務を実施するうえで本市にとって有効かつ具体的で実現性が高い内容であるか。	30
地域特性の理解度	地域特性を理解した内容となっているか。	10
業務遂行に向けた具体性	方向性及び方針提案への手法が効果的かつ具体的なものであるか。	20
業務実績	類似業務の経験や知見が豊富で、本業務を効果的に遂行するために十分な業績を有しているか。	10
提案価格	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。	10

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。ただし、各評価者の役職、氏名、評価点は公表しない。

1 1 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と、本業務について協議を行い、協議が整い次第、白石市財務規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において市と事業者が当該業務について協議を行い、仕様を決定することができるものとする。

1 2 その他

(1) 技術提案書の取り扱い

提出された提案書は原則として返却しない。

提出された提案書等はプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。また、情報公開の対象としない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 技術提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

(5) 提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、受注候補者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と受注候補者で協議の上決定することとする。